



## 特定相談支援事業所 フレンドリープラザ



- 特定相談支援事業 指定事業所番号 0230100448
- 障害児相談支援事業 指定事業所番号 0270100191

住所：〒030-0131 青森市問屋町 1 丁目 2 番 6 号

TEL：017-757-8212 FAX：017-757-8518

mail：[soudan@a-fukushiplaza.com](mailto:soudan@a-fukushiplaza.com)

<http://www.a-fukushiplaza.com/>

## フレンドリープラザ運営方針

利用者の笑顔を大切にすると共に気持ちに寄り添い、自立した生活ができるようにサポートしていきます。

## 利用対象者

- 青森市にお住いの精神・知的・身体・発達等の障がいをもつご本人様及びご家族の方
- 障がい児（18歳未満の精神・知的・身体・発達等の障がいの方）及びそのご家族など



## サービスの内容

- ・ サービス利用計画の作成
- ・ 受給者証新規・更新手続
- ・ 障害サービス事業所の紹介
- ・ 定期的なモニタリング等



相談員の小島です  
お気軽にご相談ください

# 申請からサービス利用の流れ

① 市町村へ福祉サービス、計画相談、支援サービスの申請

障害サービスを利用する場合は、相談支援事業所を通して、申請のお手伝いをさせていただきます。



② 相談支援事業所へ計画相談支援の利用申し込み、契約

相談支援事業所からの説明を受け、利用契約を結びます。



③ 面接、利用計画案の作成・交付

ご本人やご家族の希望やこれからの暮らし等について直接お話を伺い、『サービス利用計画案』を作成し、市町村に提出致します。



④ 市町村より福祉サービスの支給決定

市町村は『サービス利用計画案』にもとづいて、利用できる福祉サービスの内容や量を決定し、受給者証を発行しますので大切に保管してください。



⑤ サービス担当者会議の開催

受給者証や『サービス利用計画案』にもとづいて、利用できる福祉サービス事業所の担当者を集めて会議を開きます。（※会議は必要に応じて数回開催されることもあります。）



⑥ サービス等利用計画の交付

サービス担当者会議での内容を受け、『サービス利用計画』を作成します。



⑦ サービス利用開始

ご本人様やご家族様が利用する事業所と契約をして、サービスの利用が始まります。



⑧ 一定期間ごとのモニタリング

『サービス利用計画』と受給者証にもとづいて、定期的にサービスの利用状況・ご本人様の生活環境について面談します。又、サービスの変更を希望される場合はご相談ください。



## 相談支援についてQ&A



Q 「障害福祉サービスを利用したい！」

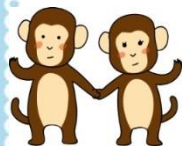
A サービスの利用申し込みやご案内をし、希望があれば、施設見学や体験利用の申し込み、必要な情報提供を行います。

受給者証の申請からサービス利用計画案を作成し、提案致します。



Q 「料金はかかりますか？」

A 原則として利用料は無料です。  
一部、交通費などをいただく場合があります。



## ご利用案内

### ☆営業日及び営業時間

平日 9:00 ~ 18:00  
土曜日 9:00 ~ 13:00  
休日 日・祝日 お盆(8/13~15)年末年始(12/30~1/3)

### ☆利用方法

まずは電話でご連絡ください。日程を調整させていただきます。



## アクセス

- 青森駅より車で 15 分
- 青森市営バス 問屋町バス下車 徒歩 1 分

